

千葉地方裁判所委員会（第33回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

平成25年9月30日午後1時15分から午後3時30分

2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

3 出席者

【委員】

岩瀬正明，梶野元延，木村琢磨，後藤眞理子，子安祥子，宍倉和美，添田ミツ江，高橋讓，田中宏行，西尾正，野島照雄，藤本徳明，山名学（委員長），渡邊寛之（50音順，敬称略）

【テーマ説明担当者】

千葉地方裁判所民事第4部部総括判事 高橋讓

千葉地方裁判所民事第4部総括主任書記官 長谷川久美

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長挨拶

(2) 新任委員の紹介

委員長から，前回の委員会後に新たに任命された岩瀬正明委員，後藤眞理子委員，宍倉和美委員，添田ミツ江委員，高橋讓委員，西尾正委員及び野島照雄

委員が紹介され、各委員から挨拶があった。

(3) 委員長代理の指名

委員長は、委員長代理として後藤眞理子委員を指名した。

(4) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員，●テーマ説明担当者)

◎ 本日は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく保護命令制度の運用及び裁判所での手続の実情について、担当者が説明し、その上で御意見を伺う。

● 保護命令制度の概要説明

ア 保護命令制度について、制度趣旨並びにDV防止法にいう「配偶者」及び「暴力」の定義について説明した。また、平成26年1月施行予定の改正法につき説明した。

イ 発令される保護命令の種類（接近禁止命令，退去命令，子への接近禁止命令，親族等への接近禁止命令及び電話等禁止命令）を説明した。また，保護命令の発令に際しては，手続について十分に説明し，各当事者の人権尊重や生活面に配慮するとともに，事実認定を迅速かつ慎重に行うよう配慮していることを説明した。

ウ 全国及び千葉地方裁判所管内の保護命令事件に関する統計的な数値について説明した。

エ 裁判所における保護命令手続の概要及び手続の流れを説明した。

オ 外部機関の概要及び外部機関との連携の状況について，外部機関と定期的に意見交換を行うほか，各種連絡会議に出席している旨を説明した。

○ 申立てが却下又は取下げにより終局するのはどのような事例か。

● 却下される事例としては，被害者への暴力の証拠が乏しい事案が考えられる。

取下げの事例としては，証拠が乏しく保護命令の発令が認められない見通

しの場合に、却下の決定をすることが良いかどうかを当事者に諮ったところ、取り下げられたという例がある。また、申立人と相手方との交渉（謝罪するなど）の結果として取り下げられたと思われる例もある。

- 事実認定に当たっては、必ず身体的な傷害が必要になるのか、それとも精神的な傷害も証拠となるのか。

弁護士を付けずに手続をする例が多いとの説明があったが、面談は、どのように行われているのか。

- 保護命令発令の要件としては、DV防止法上は身体に対する暴力があった場合と生命身体に対する脅迫があった場合が挙げられている。生命身体に対する脅迫に該当せず、純粹に精神的な苦痛を与えるような場合は、保護命令の発令は難しい。

面談についてであるが、まず、裁判所書記官から手続についての説明と書類の確認を書記官室で行う。面談は、裁判所内の審尋室という場所で行い、申立人及び代理人のほかに、裁判官と裁判所書記官各1名が立ち会う。申立人が女性で代理人が付いていないときは、事案によって裁判所側が男性だけにならないように女性の書記官が立ち会う運用もある。

- ◎ 「殺してやる」と言った場合には、そう言ったかどうかを認定することになるが、診断書等は存在しないことになる。そのような場合、どのように判断するのか。

- 申立人と相手方の言い分を聞いて判断することになる。言ったか言わないかだけでなく、その前後の状況等から、どちらの言い分が信用できるか判断することになる。

- 被害者の方は弁護士を頼む資力がないことが多いかと思うが、申立人代理人が付いている方が申請が通りやすいというような事情はあるか。

- 保護命令に関しては、配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）等による援助等もあるため、代理人弁護士が付いていなくても、

十分に申立てができていていると感じている。

- 裁判所での受理件数は、県内人口に比べると、比較的少ないように感じるが、DVセンターや警察に持ち込まれる相談件数は、どの程度あるのか。

保護命令による接近禁止6か月や退去命令2か月の期間を経たことにより、事態は解決するのか。

- DVセンターや警察に持ち込まれる相談件数は、把握していない。

保護命令を発した後に再度の申立てがあった場合以外は、地方裁判所において把握する制度になっていない。

外部機関との協議会等において、DVセンター等に持ち込まれる配偶者暴力に関する様々な相談は、かなりの数あるが、その中でも保護命令による解決が相当と思われるものについては、保護命令の手続が執られていると聞いている。

- DV防止法が施行された平成13年10月から平成24年12月までの全国での統計数値では、千葉の新受件数は大阪、東京、神戸に次いで全国で4番目である。新受件数が多いということは、DVセンター等が力を入れていることの裏付けになると考えられる。

- 千葉市の状況としては、DV防止法ができてから相談件数が増加している。昨年度は1478件、平成23年度が1461件であり、増加傾向にある。

また、平成23年度に無作為抽出した千葉市民男女に対して意識調査を実施している。その際に、「暴力を受けた」と回答した者に更に質問をしたところ、「相談に行かなかった」との回答が42パーセントあった。潜在的な被害者はまだいるものと分析している。

明日から千葉市でもDVセンターを開設する。DVを受けているとの自覚がないまま、DV以外の相談を受ける中で、相談員がDVであることに気付く、警察への相談を勧めるケースがある。自治体でも、被害者がDVを受けているとの自覚のないまま様々な相談に来ているかもしれないとの認識で、

各種相談業務を行うようにしている。

- ◎ 弁護士の関与が少ないとの話が出ているが、弁護士の委員としてはいかがか。
- 千葉県弁護士会としては、犯罪被害者相談窓口、DV相談の窓口も関連委員会を通じて設置している。私も、そこに登録しているので、DV関係の相談を受けることはあるが、実際に申立ての代理人になったことはない。

DVセンターの存在は、非常に大きいと感じている。DVセンターの役割は、非常に大きく、橋渡しの役割を果たしていただいている。弁護士が相談を受けるに当たっても、事前にDVセンターで話を整理してもらっているので、御本人から話を伺う際に分かりやすい。また、シェルターに避難している場合には、シェルターの職員が付き添ってアドバイスするなど、フォローがされている印象である。

そこから先の申立ての依頼がなぜ代理人に来ないのかは、私にもよく分からない。先ほど説明があったように、本人による申立てがしやすいというものもあるかもしれない。申立書が本人でどの程度書きやすいのか即答はできないが、それなりに書きやすい書面になっているのかもしれない。

一般に、裁判所は、事実を認定する上で、それなりの証拠を慎重に吟味するが、保護命令に関しては、そんな悠長なことはやっていられないケースなのだと思う。統計資料を見て個人的に感じるのは、保護命令事件は、申立てがされると、比較的認容されやすい事件なのだと思う。どうしても、一定の期間内に限られた資料で双方の主張を聞いて即決しなければいけないので、裁判官は、大変であろうと思う。被害者の保護に重点が置かれている印象である。

代理人を介してしまうと、代理人である弁護士も、それなりに資料を求めたり、事情を聞いたりするので、時間がかかる。こういう事案の性格上、それほど時間をかけられない、切迫したケースがほとんどだろうと思うので、

御本人の方で、もっと早く手続ができる手段を念頭に置かれて動かれているのかもしれない。

- DVセンターに相談に行く方の年齢層分布として、ある程度高齢になると、あきらめてしまっ行って行かないなどの傾向はあるか。年齢層の分布は、どうなっているのか。

帰宅して飲酒したとたんに、こういうことを起こすような場合、DVとして扱ってもらえるのか、別の訴訟になってしまうのか。アルコールが入ると、どうしても機嫌が悪くなってしまいう人もいると思うが、どうか。

- 相談の段階は分からないが、裁判所に申立てをするのは若い世代がかなり多いという印象を持っている。20歳代、30歳代が多く、50歳代以上は多くない。

アルコールの影響で乱暴になる配偶者からの被害を理由とする申立ては、一定割合存在する。

- 統計的な数値ではないが、若い方が多く、50歳代は少ないが、40歳代は普通にある。

飲んで暴れるという典型的なケースではなく、外ではおとなしいが、家に帰ると、配偶者に暴力を振るうような、外と家で人格が全く違うケースもかなり多い印象である。

- ◎ アルコールを飲んでいるから、DVになるとかならないとか、そういう話にはならない。DVで申し立てられるかどうかは、申立人がどういう選択をするかによる。

- 配布資料の新聞記事（地方裁判所で発令された保護命令に対し、相手方から即時抗告がされ、抗告審において保護命令が取り消されたという事例に関し、高等裁判所の判断に対して「裁判官は被害軽視」との見出しを付けて論評しているもの）を配った背景と、裁判官はこういう事例があったことをどのように受け止めているのかについて伺いたい。

● 新聞記事の事案は、地裁でいったん保護命令を認められた後、高裁で暴行について緊迫感に欠けるとの理由で保護命令が取り消され、更に最高裁へ特別抗告がされたものと把握している。最高裁は、特別抗告を棄却して、その決定において、事実関係をもう少し調べていけば違う結論にもなり得たとしているようである。この事件の証拠関係を見ているわけではないので、この事件が良いとか悪いとかについてコメントできるものではないが、保護命令の制度趣旨からすると、被害者の保護について考えなければいけないと思う。多くの裁判体は、そのようにしていると思うが、このような記事があつて、余計にそのようにすべきだと思う。

◎ 裁判所で国民の意見を広く聴こうという地方裁判所委員会で、裁判所がこういったものを隠して話をしては、何のために意見を聴いているのかということにもなるため、あえてこの報道記事を配布することとした。こういった社会の声が現実に流れていることを十分認識した上で、裁判所としても取組を考えているという姿勢でこの委員会に臨みたいとの意見があり、これを配ることになった。

このような報道がされることが裁判官のメンタルな部分に影響を及ぼすかどうかという問題であるが、社会からこのような批判があるということについて、裁判官は常に意識していないといけないと思う。これが正鵠を射ている非難なのか否かという問題はあるが、こういった声があるという事実を認識していなければ、裁判官としての仕事はやっていけないと思う。こういった記事が載るということは、影響力はある。全面的に賛成するわけではなくても、こういった意見があることを認識した上で、どういう裁判をしていくべきかということを考えるのが裁判官だと思う。

● DVの暴力とはどういうものなのか、保護命令の手續に携わる裁判所職員が知らなければならないということで、昨年、裁判所内部で研修を実施した。司法機関として必要な知見を身に付けるために、「DV被害者の心理状態等」

という講演をNPO法人の代表者の方に依頼した。講師自身がDVの被害者であったので、どういう気持ちでいるのか、暴力というのはどういうことなのか、なぜ暴力を受けているとの自覚ができないのか、心理状態をもっと知っていただきたいということで、裁判官と裁判所職員に対してお話ししていただいた。

身体的な暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力といった多様な暴力を通して支配することを目的とする行為であり、「権力と支配の車輪」によって何もできないように追い込まれているとの説明を受けた。裁判所職員としても聴かなければ分からないことであった。裁判所職員も知見を広め、やれるだけの取組はしなければならないと感じた。

- あえて裁判所に問題があるとの報道記事を出して、地方裁判所委員会の法曹以外の有識者を含めて検討するというのは、地方裁判所委員会自体の存在意義に、正にぴったりはまっていると感じる。私は、弁護士であるが、法律家とそうでない方との意識のずれというか、同じ事実に対する評価のずれは感じる。地方裁判所委員会というのは、そういう法律家以外の方の意見を裁判制度に反映させて良い方向に持っていこうという趣旨の機関だと思うので、あえて裁判所からこのインパクトのある記事を出されたのは、勇気があるというか、よく出したなという感じである。

今の裁判所の仕組みを前提とした上で、こういうところが問題じゃないかとの声が委員から出てくれば、もっと議論が活性化すると思う。法律家の目から見ると一般の方の目から見て提案して下さると、良い議論ができると思う。

- ◎ 裁判所の手続の在り方について、こうしたらいいというような注文などあれば、お聴かせいただきたい。
- 配布された統計資料によると、平成25年1月から同年6月までの未済が合計3件となっているが、これはどうなっているのか。現時点でも未済とし

て残っているということがあり得るのか。

保護命令が即日言い渡された後、警察及びDVセンターに通知がされることになっているが、この通知の内容はどのようなものか。保護命令が発令されたという形式的な内容だけが通知されるのか。審尋の中で新たな事実が発見されたような場合には、警察やDVセンターに積極的に働き掛けて、こうしたら良いのではないかというような、裁判所としての提案をする余地もあると思うが、そこまで踏み込んだ対応をしているのか。

- 統計数値は6月末現在のものであって、その3件は、同月末近くに申し立てられたため、未済となっていたものであり、現在残っているものではない。

警察等への通知については、条文上通知をすることになっており、裁判所としては、保護命令が出たという結果を通知するのみである。

この通知を受けて、警察やDVセンターでは様々な対応をしている。

- 警察やDVセンターのことは分かったが、裁判所としてはどうなのか。保護命令を発したとのペーパー以外に、警察やDVセンターに個別的な提案をしているという事実はあるのか。

- 個別の事案に関してはしていない。

- 通知以上の積極的な対応はあり得ないのか。警察やDVセンターとのやりとりの中でおおむねの事実は出ていると思われるが、保護命令は非常に強い権限の行使であり、最終段階でいろいろな事実が明らかになるということもあると思われるし、むしろそれを引き出すのが裁判所の役割といえると思うが、そういった問題意識、必要性を感じたことはないか。

- 裁判所では、申立人が警察等で相談をした事実は把握しているが、どのような内容で相談をしたかは把握していないので、どのような事実が警察等で把握していない新たに明らかになった事実なのかを判断できない。

- ◎ 御意見の趣旨は、裁判所がもっと積極的に情報提供していったほうが良いということだと思われる。現在は、申立てのあった事実の有無についての認

定が中心で、しかも迅速に行っているので、現状では、裁判所が新しい事実を発見していくというシステムにはなっていない。

- 三行半みたいな判決を下すのではなく、夫婦間のトラブル解消のために裁判所が一肌脱ぐような、家庭裁判所でいえば、調停のような機能を裁判所が担っても良いのではないか。それをこの通知というシステムに乗せることもできるだろうし、場合によっては、審尋の席で調停的な役割を裁判所が演じることができると考える。このように、個別的な事件の解決において、条文に直接は表れていないけれども、より柔軟に対応できないか。そのような感想である。
- 外部機関との連絡会等が行われているようなので、そういう場で研究されてもいいのかもしれない。
- 個別の事件の解決において、警察やDVセンターが見過ごしている事実が仮にあるとしたら、それは、広く警察やDVセンターに通知すべきである。年に1回の協議会の有用性は余り信用できない。むしろ個別の案件で対応すべきと思う。
- ◎ 確かに、裁判所が行政機関的に動くとなると、意見に出たようなやり方もあるのかもしれないが、裁判所は、そこまでの積極行政という動きはしていないのが現状である。御意見としては承りたい。
- 離婚の調停や訴訟になった場合に、加害者側から「加害者更生プログラムを受けているので改心する」との主張がされた際に、被害者側からの別れたいという主張が弱まってしまうのか。
- ◎ 離婚の手續上でそのような主張がされることはあるが、被害者側は、そのようなことは信用しない状態となっていることが多い。余りそれによって被害者側の心境が変わることはないように思う。
- ここまで、被害者側についての話が多かったようであるが、むしろ加害者側に問題があると思う。執拗に何度も暴力を繰り返す人に対して、更生プロ

グラムは、効果がないのではないか。世の中には、そのような部類の人は必ず存在する。それに対して、加害者を何とかしようと考えても、仕方がない気がする。

配布された新聞報道の事例では、長い期間にわたり暴力を受けていたようであるが、本人からは難しくても、親族等が傷害事件として警察に訴えるようなことは考えないのか。

- ◎ 新聞報道の事例については、記事以上の具体的な内容を把握していない。刑事部所属の裁判官委員の意見はどうか。
- DVがらみで傷害事件やストーカー規制法違反などにより刑事事件として起訴される例はある。少なくはない気がするが、そこまで踏み切れない被害者も暗数的には存在するのではないかと感じている。
- ◎ 検察官委員の意見はどうか。
- DVの事件については、少し厳しく、罰金で通常収まるようなものを公判請求するというような傾向があるのではないかと感じている。
- ◎ 千葉県は、ストーカーがらみで警察の不祥事があり、今は、ストーカーやDVに関しては一生懸命対応する姿勢のように思う。このため、親族から刑事事件として告訴あるいは告発すると、刑事事件としての捜査が始まるものと思う。

皆さんが刑事事件化を望んでいるかというところ、そういうわけではないと思う。
- 再度の接近禁止命令の申立ては、どの程度されるのか。
- 1割程度はあるかと思われる。6か月の間に、一時避難という所期の目的を達しているようで、数としては多くない。

(5) 次回委員会期日

次回の委員会は平成26年2月3日午後1時15分に開催することに決定した。

(6) 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマは、各委員からの意見を募った上、検討することとした。

(7) 事務連絡

事務局から、前回（第32回）委員会の議事概要の公開等について報告した。

以上